

2021年11月25日

債権者各位

山形県鶴岡市覚岸寺字水上234番地1

Spiber株式会社

代表執行役 関山 和秀

資本金の額の減少公告

当社は、2021年12月1日から同年12月10日にかけて行使される新株予約権の権利行使の効力発生及び同年12月29日第三者割当増資の払込期日による各々の資本金の額の増加を停止条件として、資本金の額を24,812,805,450円減少して100,000,000円とし、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は2021年12月29日であり、株主総会の決議は、2021年12月23日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

以上